

平成27年度  
綾川町生活排水処理施設整備計画（案）

概 要 版

平成28年3月

綾 川 町

## 目 次

1. 綾川町の概要	1
2. 生活排水処理構想策定の目的	2
2.1 概要	2
2.2 香川県全県域生活排水処理構想	3
2.3 綾川町生活排水処理施設整備計画	3
3. 生活排水処理施設整備計画策定の経緯と背景	3
3.1 県構想との関係	3
3.2 市町計画策定の経緯	3
3.3 市町計画策定の背景	4

## 1. 綾川町の概要

### ①合併による綾川町の発足

綾川町は、綾南町と綾上町が平成 18 年 3 月 21 日に合併して新たな町として発足しました。平成 18 年度に策定した綾川町の整備計画は、旧両町の整備状況や整備方針に基づいたものでした。

今回の市町計画の策定は、行政人口 24,955 人（平成 26 年 3 月末住民基本台帳人口）、総面積 109.75 km<sup>2</sup>を対象に策定しました。

### ②行政人口

綾川町の将来人口は、県の将来人口の設定との整合を図るため「第 4 次香川県全県域生活排水処理構想 香川県及び市町の将来人口の設定 平成 27 年 3 月香川県」に基づきました。

単位：人

平成 25 年度(基準年次)	平成 32 年度(中間年次)	平成 37 年度 (目標年次)	平成 47 年度 (長期目標年次)
24,955	22,300	21,000	18,500

### ③綾川町流域関連特定環境保全公共下水道

(中讃流域下水道大東川処理区)

#### ● 綾南地区

平成 24 年度事業計画変更認可に示す全体計画区域 403.0ha を処理区としました。

#### ● 綾上地区

平成 24 年度事業計画変更認可に示す全体計画区域 261.0ha を処理区としました。

公共下水道整備計画では、平成 28 年度から平成 31 年度において、綾南処理区内を整備する方針としました。また、平成 47 年度までの整備は必要に応じて公共下水道の整備を行いますが、当面、合併処理浄化槽（個人設置型）で整備を行うものとします。

上記に加え、都市計画法による用途地域の指定を検討しており、下水道整備の区域を追加しました。

### ④農業集落排水施設

●旧綾南町：渋市地区と上川原地区の 2 地区は計画廃止としました。

●旧綾上町：栗原地区（整備完了・供用開始済み）の 1 地区としました。

### ⑤合併処理浄化槽

綾川町は、浄化槽設置整備事業で普及を進めます。

(浄化槽市町村整備推進事業は導入しません。)

<要旨>

- i) 整備手法は、従来からの整備手法を継続します。(公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽)
- ii) 公共下水道は、既定の事業計画および全体計画にしたがって、計画的に整備を進めます。
- iii) 農業集落排水施設は、整備完了の栗原地区のみとし、渋市地区および上川原地区は、今回の計画では廃止とし、合併処理浄化槽による普及を進めます。

## 2. 生活排水処理施設整備計画策定の目的

### 2.1 概要

#### (1) 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備計画とは、公共用水域（河川・海域・水路など）の水質を改善または保全するとともに、生活環境（水洗便所による快適な生活、水路や側溝の水の汚れや臭気、蠅や蚊のいない衛生的な住環境など）の向上を推進するため、生活排水処理施設の整備を計画的・効率的に行うことを目的とする計画です。

#### (2) 生活排水処理施設

生活排水処理施設とは、生活排水（生活に起因する廃水でし尿および生活雑排水）を適正に処理する施設で、次のようなものです。

- 下水道
  - ① 公共下水道
  - ② 特定環境保全公共下水道
- 農業集落排水施設
- 漁業集落排水施設
- コミュニティ・プラント
- 合併処理浄化槽（個人設置型・市町村設置型）

下水道は、生活排水以外にも工場排水や営業排水などもあわせて処理します。なお、単独処理浄化槽は、し尿は処理できますが、生活雑排水（台所排水、風呂排水、手洗い排水）はそのまま水路や側溝などに流れ出ますので、生活排水処理施設ではありません。

#### (3) 都道府県構想

都道府県では、各種汚水処理施設（生活排水処理施設と同じ）の特性、水質保全効果、経済性などを考慮し、市町村の意向を踏まえたうえで、汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を策定することになっています。

都道府県構想とは、市町村が策定した「生活排水処理施設整備計画」に基づき、都道府県が市町村間と調整を図り、とりまとめたものです。

## 2.2 香川県全県域生活排水処理構想

香川県では、地勢（温暖少雨、狭い土地での高度利用）から公共用水域が水質汚濁の影響を受けやすく、その汚濁のおもな原因が生活排水であるため、生活排水対策の一つとして生活排水処理施設の整備を促進するために「香川県生活排水処理構想（以下、県構想という）」を策定しています。

また、香川県は汚水処理人口普及率（行政人口に対する生活排水処理施設を利用している人口の割合）が全国的にも低い水準で推移しています。香川県は、より一層、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を進めるために、県構想を策定します。

## 2.3 綾川町生活排水処理施設整備計画

綾川町は、自然と生活圏が調和した田園都市として発展しています。町域を流れる綾川は、良好な水環境の一つとして住民生活との関わりが大きく、良好な水環境の保全に努める必要があります。また、下流域では、水資源として利用されていることから、河川水質の保全に努める必要があります。

一方、生活排水処理施設の整備を効率的に進めるためには、各種生活排水処理施設の特性、水質保全効果、経済性などを考慮した生活排水処理施設の整備に関する総合的な計画を策定する必要があります。

## 3. 生活排水処理施設整備計画策定の経緯と背景

### 3.1 県構想との関係

県構想（全国的には「都道府県構想」と総称します）は香川県が県下の生活排水処理施設の整備を推進する総合的な構想として策定するものです。香川県では、各市町が策定する市町生活排水処理施設整備計画に基づき、とりまとめをするなかで香川県は、技術的助言（策定要領や策定のための作業マニュアルの提供ならびに事業間の調整）を行います。

市町は、このような技術的助言を活用しながら、整備の方針や整備計画をまとめた生活排水処理施設整備計画（以下、市町計画という）を策定します。

### 3.2 市町計画策定の経緯

これまでの市町計画の策定は、県構想の策定と関連して行われてきました。県構想は、平成6・7年度の2ヵ年で策定し、平成8年6月に公表したものが第1次構想であり、平成12・13年度の2ヵ年で策定し、平成14年6月に公表したものが第2次構想であり、平成17・18年度の2ヵ年で策定し、平成18年6月に公表したものが第3次構想であり、平成26・27年度の2ヵ年で策定しようとするものが新構想（第4次構想）になります。

綾川町の市町計画の内容や傾向は次のようになっています。

● 旧計画

下水道エリアマップや農業集落排水エリアマップといった各事業所管課が作成した整備計画をまとめたもので、これらの整備エリアを除く地域を補完する意味で合併処理浄化槽による普及を行うといったものになっています。

● 現計画

集合処理（下水道、農業集落排水施設）と個別処理（合併処理浄化槽）の整備手法を経済性の検討を行い効率的な集合処理区や個別処理地域を設定しました。

● 第4次構想

県構想は、社会情勢や事業制度の変化などに応じて逐次見直しを行うことになっています。香川県は、第4次構想の基準年次（平成25年度）における汚水処理人口普及率や高齢・少子化に伴う人口減少および近年の厳しい財政状況などを踏まえ、平成47年度を長期計画年次とする新たな構想を平成26・27年度の2ヵ年をかけ策定することになり、綾川町はこれに連携してあらたな計画を策定します。

### 3.3 市町計画策定の背景

新たな計画を策定する背景は、次のとおりです。

①社会情勢の変化に対応した計画の見直し

近年の高齢・少子化の進行を考慮した将来人口に基づき、適正な計画に見直す必要がありますが、「まち・ひと・しごと地方版総合戦略」、「都市計画マスタープラン」の策定による行政上の判断によるものを優先します。

②効率的な整備

厳しい財政状況下、生活排水処理施設の整備は一層効率的に行い、適正な費用対効果が得られるように努める必要があります。

③住民への情報開示と説明責任

生活排水処理施設の整備は住民の関心事です。どのような整備手法でいつ整備するのかといった情報を開示し、住民の理解と協力を得ながら整備を進めることは行政の責任といえます。

④事業制度などの変化

各種生活排水処理施設の整備は、各所管省庁が定める事業制度に基づき実施します。事業制度の見直しや新たな制度の創設さらには事業間の調整方針といったものは、適宜、反映する必要があります。

⑤県構想との連携

香川県は、現構想を見直し、新たな構想を策定しようとしています。市町計画は、これと連携し、調整を図りながら策定します。県が提供する策定のための技術的助言（策定要領や作業マニュアルなど）を活用して策定します。